

安全データシート

整理番号【201-5】

制定日 2002/01/24

改訂日 2014/11/25

1. 製品および会社情報

製品

製品名 スキンナー 希釈タイプ

供給者情報

会社 サラヤ株式会社

住所 大阪府大阪市東住吉区湯里2-2-8

担当部門 営業本部

電話番号 06-6797-2525

緊急時連絡番号 06-6705-1013

2. 危険有害性の要約

GHS分類: 分類できない。

3. 組成および成分情報

単一製品・混合物の区別: 混合物

成分: (括弧内はラベル表記内容)

水(水)、濃グリセリン(グリセリン)、エタノール(エタノール)、
ヤシ油脂肪酸アミドプロピルベタイン液(コカミドプロピルベタイン)、ポリソルベート80(ポリソルベート-80)、
アジピン酸ジイソブチル(アジピン酸ジイソブチル)、
ポリオキシエチレンヤシ油脂肪酸グリセリン(PEG-7グリセリルココエート)、パントノール(パンテノール)、
センキュウエキス(センキュウエキス)、トウニンエキス(トウニンエキス)、ジオウエキス(ジオウエキス)、トウキエキス(トウキエキス)、
シヤクヤクエキス(シヤクヤクエキス)、ウイキョウ油(ウイキョウ油)、dl-ホルネオール(ホルネオール)、ケイ化油(ケイ化油)、
クエン酸(クエン酸)、クエン酸ナトリウム(クエン酸Na)、1-3,ブチレングリコール(BG)

4. 応急処置

吸入した場合:

患者を直ちに空気の新鮮な場所に移し、安静にする。

ひどい場合は直ちに医師の手当てを受ける。

眼に入った場合:

豊富な清浄水で最低15分間目を洗浄した後、異常が残る場合、

眼科医の手当てを受ける。

飲み込んだ場合:

水を飲ませて吐かせる等の処置をし、異常が残る場合、医師の手当てを受ける。

5.火災時の措置

消火方法:

初期火災には大量の水を噴霧、又は、粉末、炭酸ガス、アルコール等の消火器による消火を行う。

6.漏出時の措置

- ・浸透性及び揮発性があるので、付近の着火源となるものは速やかに取り除く。
 - ・少量の場合は、こぼれた場所を速やかに大量の水で洗い流す。
 - ・大量の場合は、漏出液を密閉式の空容器にできるだけ回収し、回収できなかった場所へは大量の水で洗い流す。
-

7.取り扱いおよび保管上の注意

取り扱い:

1. あせも、傷、はれもの、湿しん等異常のあるときは使用しない。
2. 次のようなお肌に合わない時は使用を中止する。
 - ①使用中、赤味、はれ、かゆみ、刺激等の異常が現れた場合
 - ②使用したお肌に、直射日光があたって上記のような異常が現れた場合
そのまま使用を続けると悪化する事があるため、皮膚科専門医等への相談をお勧めします。
3. 希釈に用いたキャップは良く洗った後、キャップを閉める。

保管

適切な保管条件:

1. 直射日光が当たる所で保管しない。
 2. 乳幼児の手の届くところに保管しない。
 3. 密栓して保管する。
-

8.暴露防止措置および保護措置

設備対策:情報なし。

管理濃度:設定されていない。

許容濃度:設定されていない。

保護具:必要に応じ着用する。

9.物理的および化学的性質

外観:淡黄色～淡褐色 透明液体

臭い:生薬臭

pH: 5.0～7.0

比重: (20℃) 1.027

10. 安定性および反応性

安定性: 常温においては安定である。

危険有害性反応可能性: 情報なし。

11. 有害情報

急性毒性: 情報なし

皮膚腐食性/刺激性: 情報なし

眼に対する重篤な損傷/刺激性: 情報なし

呼吸器感作性/皮膚感作性: 情報なし

変異原性: 情報なし

発がん性: 情報なし

生殖毒性: 情報なし

特定標的臓器/全身毒性－単回暴露: 情報なし

特定標的臓器/全身毒性－反復暴露: 情報なし

吸引性呼吸器有害性: 情報なし

催奇形性: 情報なし

代謝: 情報なし

労働安全衛生法 通知対象物質 (No. 61) エタノール 9.6%含有

12. 環境影響情報

生態毒性: 情報なし。

残留性・分解性: 情報なし。

生体蓄積性: 情報なし。

土壌中の移動性: 情報なし。

ノニルフェノール系非イオン界面活性剤を含め、環境庁が内分泌攪乱物質 (いわゆる環境ホルモン) と位置付けした 指定物質は一切配合していない。

13. 廃棄上の注意

「7. 取り扱いおよび保管上の注意」の項を参照のこと

残余廃棄物: 大量の水で希釈してから廃棄する。

使用済容器: 管轄自治体のルールに従い、処理する。

14. 輸送上の注意

「7. 取り扱い及び保管上の注意」の項を参照のこと

国際規制

国連分類: 情報なし

国連番号: 情報なし

運搬する場合には、飛散、漏洩、流出、又は浸出を防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

15. 適応法令

労働安全衛生法(安衛法):

薬事法の適用を受けるため、労働安全衛生法の通知対象物質に該当しない。

化学物質管理促進法(PRTR法): 該当しない。

医薬品医療機器等法: 化粧品に該当

16. その他の情報

- ・この情報は新しい知見及び試験等により改正されることがあります。
 - ・記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確さ、完全性を保証するものではありません。
 - ・注意事項は通常の取り扱いを対象としたものですが、特別な取り扱いをする場合には、新たに用途・用法に適した安全対策を講じた上で実施願います。
 - ・すべての化学品には未知の有害性があり得るため、取り扱いには細心の注意が必要です。ご使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定くださるようお願い申し上げます。
-